

木更津市情報公開総合推進審議会会長 小林 伸一様

特定個人情報の利用について（諮問）

下記のことについて、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年木更津市条例第28号。以下「番号条例」という。）第3条の規定により諮問します。

令和6年6月25日

木更津市長 渡辺 芳邦

記

1 番号条例第4条第2項の規定により個人番号を利用する(1)の事務において、条例に基づき実施機関において、新たに(2)の特定個人情報を利用すること。

(1) 対象事務

木更津市子ども医療費助成規則（平成22年木更津市規則第28号）による子ども医療費の助成に関する事務

(2) 利用する特定個人情報

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報

2 番号条例第4条第2項の規定により個人番号を利用する(1)の事務において、条例に基づき実施機関において、新たに(2)の特定個人情報を利用すること。

(1) 対象事務

ア 木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年木更津市条例第15号）によるひとり親家庭等医療費等の助成に関する事務

イ 木更津市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年木更津市条例第6号）による重度心身障害者医療費の助成に関する事務

ウ 木更津市精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和50年木更津市条例第9号）による精神障害者医療費の助成に関する事務

(2) 利用する特定個人情報

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報